別記様式第１号（第２４条第１項関係）

保有個人情報開示請求書

　　年　　月　　日

国立大学法人和歌山大学長　殿

住所又は居所　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL　　　－　　　－

　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第７７条の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保有個人情報の名称又は内容等  請求に係る保有個人情報が  特定できるよう、具体的に  記入してください。 | |  |
| 求める開示の実施方法(任意記入)  ①求める開示の実施方法  ②法人において開示の実施を  求めるか又は写しの送付の方  法によるかの別について記入  してください。 | | ① 開示の実施方法  1 閲覧　　2 写しの交付　　3 その他（　　　　）  ② 希望する方に○を付してください。  イ　法人において開示の実施を求める  （この場合、希望日を記入してください）  年　　月　　日（　）　　時　　分  年　　月　　日（　）　　時　　分  ロ　写しの送付による開示の実施を求める |
| 開示請求者 | 1 本人　　2 法定代理人　　3 任意代理人 | |
| 請求者本人確認書類  (提示又は提出する書類) | 1 運転免許証　 2 健康保険被保険者証  3 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）　 4 在留カード  5 特別永住者証明書又は特別永住者証明とみなされる外国人登録証明書  6 その他（　　　　　　　　　　）  ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し（複写したものは不可）を添付してください。なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、判読できないよう必ず黒く塗りつぶしてください。 | |
| 本人の状況等 | 法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。  本人の状況　1 未成年者（　　年　　月　　日生）　2 成年被後見人  　　　　　　3 任意代理人委任者  本人の  本人の住所又は居所 | |
| 請求資格証明書類 | 法定代理人が請求する場合、請求者本人確認書類に加えて次のいずれかの書類を提示又は提出してください。  1 戸籍謄本　 2 登記事項証明書　 3 その他（　　　　　　　　　）  任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。  1 委任状　2 委任者の印鑑登録証明書又は委任者の運転免許証の写しなど | |

※裏面の注意事項も確認のこと

（＊以下は記入不要）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受理年月日 | 年　　月　　日 | 受付担当 | 保有個人情報開示担当 |
| 決定期限 | 年　　月　　日 | 整理番号 |  |
| 開示請求手数料 | 300 円×　　　件 | 円 | |

＜注＞

１ 「氏名」、「住所又は居所」、「電話番号」

　本人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、 電 話番号を記載してください。

２ 本人確認等

(1) 個人番号通知カードは本人確認書類として使用できません。

(2) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、使用することが可能です。

(3) 請求書を送付して請求する場合は、本人確認書類を複写機により複写したものに加えて、 住民票の写し（開示請求の前３０日以内に作成されたものに限る。複写したものは不可。） を添付してください。 なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、判読できないよう必ず黒く塗りつぶしてください。

(4) 個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

３ 法定代理人による開示請求の場合

(1) 法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類は、開示請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。なお、複写したものは使用できません。

(2) 当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前に法定代理人としての資格を喪失した ときは、個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）第２１条第４項の規定に基づき、直ちに、書面でその旨を本学に届け出てください。

４ 任意代理人による開示請求の場合

(1) 任意代理人が請求する場合は、別記様式第２号により、委任状を提出してください。 なお、委任状は、開示請求の前３０日以内に作成されたものに限るものとし、複写したものは使用できません。

(2) 上記の委任状に加えて、次のいずれかの書類を提出してください。

① 委任状に委任者の実印を押印した上で、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前３０日以内に作成されたものに限る。）を提出

② 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを提出